

令和7年度 税制改正点の要旨

◎ 所得税法

『令和7年度の改正』

※ 每年4月30日現在施行されているものに準拠するため、令和7年12月1日施行の改正については、令和7年度実施（第118回、第119回）試験には反映されません。

1. リース譲渡に係る延払基準（法65）

令和7年3月末をもって廃止（所要の経過措置あり）

2. 住宅借入金等特別控除、住宅特定改修特別控除

子育て特例について令和7年についても適用

3. 給与所得控除

令和7年から下記に改正（令和7年12月1日施行）

| 収入金額 | 給与所得控除額 |
|----------------|-------------------------|
| 190万円以下 | 65万円 |
| 190万円超 360万円以下 | (収入金額-190万円)×30% + 65万円 |
| 360万円超 660万円以下 | (収入金額-360万円)×20%+116万円 |
| 660万円超 850万円以下 | (収入金額-660万円)×10%+176万円 |
| 850万円超 | 195万円 |

4. 家内労働者の特例

令和7年分から 55万円→65万円に改正（令和7年12月1日施行）

5. 雑損控除の同一生計親族の所得要件

令和7年分から 48万円以下→58万円以下に改正（令和7年12月1日施行）

6. ひとり親の要件である同一生計の子の所得要件

令和7年分から 48万円以下→58万円以下に改正（令和7年12月1日施行）

7. 勤労学生の所得要件

令和7年分から 75万円以下→85万円以下に改正（令和7年12月1日施行）

8. 同一生計配偶者、扶養親族の所得要件

令和7年分から 48万円以下→58万円以下に改正（令和7年12月1日施行）

9. 特定親族特別控除の創設

居住者が、年齢 19 歳以上 23 歳未満の同一生計親族等で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下である者（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除く。）を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から次の控除額を控除する。（令和 7 年分から令和 7 年 12 月 1 日施行）

| 特定親族の合計所得金額 | 控除額 | |
|--|--|--|
| 58万円超 85万円超 90万円超 95万円超 100万円超 105万円超 110万円超 115万円超 120万円超 | 85万円以下 90万円以下 95万円以下 100万円以下 105万円以下 110万円以下 115万円以下 120万円以下 123万円以下 | 63万円 61万円 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6 万円 3 万円 |

10. 基礎控除額の改正

令和 7 年分から、次のように改正（令和 7 年 12 月 1 日施行）

| 合計所得金額 | 控除額 | 令和 7 年と 8 年のみ |
|-----------------------|------|---------------|
| 132万円以下 | 95万円 | |
| 132万円超 336万円以下 | 88万円 | |
| 336万円超 489万円以下 | 68万円 | |
| 489万円超 655万円以下 | 63万円 | |
| 655万円超 2,350万円以下 | 58万円 | |
| 2,350万円超 2,400万円以下 | 48万円 | |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 | |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 | |

11. 生命保険料控除の改正

令和 8 年分に限り、23 歳未満の扶養親族を有する者の新一般分の生命保険料控除額を次のように改正（令和 7 年 12 月 1 日施行）

| 新一般の保険料の額 | 控除額 |
|------------------------|-----------------------|
| 30,000円以下 | 全額 |
| 30,000円超 60,000円以下 | 支払保険料 × 1/2 + 15,000円 |
| 60,000円超 120,000円以下 | 支払保険料 × 1/4 + 30,000円 |
| 120,000円超 | 60,000円 |

令和 7 年度 税制改正の要旨

◎ 法人税法

1 中小企業者等の法人税の軽減税率（措法 42 の 3 の 2）

＜改正の内容＞

(1) 期限延長

次の見直しを行った上、適用期限が令和 7 年 3 月 31 日から 2 年間延長され、令和 9 年 3 月 31 日までの措置となりました。

(2) 見直しの内容

① 所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率を 17%（現行：15%）に引き上げる。

② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

＜出題における留意点＞（※出題区分は 2 級及び 1 級です。）

上記改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用されます。

2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 42 の 6）

＜改正の内容＞

適用期限が令和 7 年 3 月 31 日から 2 年間延長され、令和 9 年 3 月 31 日までの措置となりました。

＜出題における留意点＞（※出題区分は 2 級及び 1 級です。）

上記改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用されます。

3 リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（法法 63）

＜改正の内容＞

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は廃止されました。

＜出題における留意点＞（※出題区分は 2 級及び 1 級です。）

上記改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用されます。

なお、リース取引については、新リース会計基準の適用により会計処理に一部変更がありますが、法人税上の取扱いに関する変更はありません。

令和7年度 税制改正点の要旨

◎消費税法

1. 消費税法のプラットフォーム課税の創設

<改正内容>

国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について特定プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、その特定プラットフォーム事業者がその電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、消費税法の規定が適用されます。(消法15の2①)

<適用関係>

上記改正は、令和7年4月1日以後に国内において行う電気通信利用役務の提供に適用されます。

<出題における留意点>

1級の新出題範囲となります。

2. リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

<改正内容>

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止されるため、延払基準は適用できなくなります。(消法16)

なお、経過措置として、令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者は、令和12年3月31日以前に開始する事業年度までは延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算できるとともに、令和7年4月1日以後に開始する事業年度に延払基準の適用をやめたときは、賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とすることができます。

<出題における留意点>

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例(経過措置を含む)の出題はありません。

令和7年度 税制改正点の要旨

◎ 相続税・贈与税

1 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度の延長（措法70の2の3）

<改正の内容>

適用期限が2年間延長され、令和9年3月31日までの措置となりました。

<出題における留意点>（※出題区分は1級です。）

出題内容への影響はありません。

2 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度における事業従事要件の緩和（措法70の6の8）

<改正の内容>

特例事業受贈者の事業従事要件が、贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととされました。

※令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

<出題における留意点>（※出題区分は1級です。）

令和6年12月31日までの贈与については、旧法による取扱いとなります。

3 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度の特例措置における役員就任要件の緩和（措法70の7の5）

<改正の内容>

特例経営承継受贈者の役員就任要件について、贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとされました。

※令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

<出題における留意点>（※出題区分は1級です。）

令和6年12月31日までの贈与については、旧法による取扱いとなります。

4 相続税の物納要件等の見直し（相令17）

<改正の内容>

(1) 物納の許可限度額について、「延納の許可限度額から延納によって納付することができる額を控除した額」に「延納期間が終了した日以後における3か月分に相当する生活費と当面必要な運転資金の額」が加算されることとなりました。

※令和7年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する場合の相続税について適用されます。

(2) 物納の物納許可限度額の計算の基礎となる「延納年数」について、改正前の「最長20年」から「納期限等における申請者の平均余命の年数を上限」とする見直しが行われました。

<出題における留意点>（※出題区分は1級です。）

令和7年3月31日までの相続又は遺贈については、旧法による取扱いとなります。